

おうめにきめた！移住支援金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）へ移住した者に対し、予算の範囲内で、おうめにきめた！移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市への移住を「きめる」後押しをし、移住者を増やし地域への定着を図るとともに、市内の活性化を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 市の区域外（福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町は除く。以下「近隣区域外」という。）から市内へ住居を移し、住民登録することをいう。
- (2) 田園里山暮らし応援地区 沢井地区、小曾木地区および成木地区をいう。
- (3) 空家バンク 市内に存在する空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内へ移住・定住等を目的とする空家等の利用を希望する者に対し、紹介を行う制度をいう。

3 交付対象者

支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 交付対象者およびその世帯の世帯員（以下「交付対象者等」という。）が、転入日から少なくとも過去5年間、近隣区域外に居住していること。ただし、当該世帯の構成員であって、転入日から過去5年以内に出生した者にあっては、この限りでない。
- (2) 次のいずれかに該当し、5年以上の定住意向がある世帯であること。
 - ア 支援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度以降、市に転入し市内の戸建て住宅または分譲マンション（以下「市内戸建て住宅等」という。）に交付対象者等のいずれもが引き続き居住していること。
 - イ 交付対象者等が、市への移住相談後に転入し、転入後2年以内に市内戸建て住宅等を取得し、当該市内戸建て住宅等に居住すること。

- (3) 令和4年4月1日以降に市が実施する移住相談窓口（市がこれと同等の相談窓口と認めるものを含む。）において、移住相談を行っている者であって、その移住相談後に交付対象者等のいずれかが市内戸建て住宅等を取得した世帯であること。
- (4) この要綱にもとづく支援金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 交付対象者等のいずれもが市区町村税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 交付対象者等のいずれもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。
- (7) 交付対象者等のいずれもが青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 交付対象者等のいずれもが、日本人または出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (9) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

4 支援金の交付額

支援金の交付額は、10万円に別表に掲げる加算分を合計した金額とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

5 支援金の交付申請

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、おうめにきめた！移住支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、第6号から第8号までに掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 移住先（現住所）の住民票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む世帯全員のもの）
- (4) 過去5年間の住所および居住期間が確認できる住民票の除票の写しまたは戸籍の附票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む世帯全員のもの）
- (5) 申請日における最新の納税証明書（申請者の住民税が非課税の場合にあつては、非課税証明書）
- (6) 在留カードまたは特別永住者証明書の写し
- (7) 戸建て住宅を取得したことが分かる工事請負契約書または売買契約書の写し
- (8) 分譲マンションの一室を取得したことが分かる売買契約書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 支援金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書および関係書類の内容を遅滞なく審査の上、支援金交付の可否を、おうめにきめた！移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

7 支援金の交付請求および支払

支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、速やかに、おうめにきめた！移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査の上、速やかに支援金の支払を行うものとする。

8 決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

イ 居住の実態がないことが明らかになったとき。

ウ 支援金の交付申請の日から正当な理由なく5年以内に市外へ転出したとき。

エ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消した

ときは、おうめにきめた！移住支援金交付決定取消等通知書（様式第5号）により、速やかに通知するものとする。

9 支援金の返還

(1) 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる支援金が交付決定者にすでに交付されているときは、おうめにきめた！移住支援金返還命令書（様式第6号）により、交付決定者に支援金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(2) 交付決定者は、前号の規定により支援金の全部または一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該支援金を返還しなければならない。

10 報告等の求め

(1) 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。

(2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施期日

この要綱は、令和5年6月15日から実施する。

13 経過措置

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第4項関係）

区 分	交 付 要 件	金 額
1 空家再生応援加算	空家バンクを通し住宅を購入した者であること。	10万円
2 田園里山暮らし応援加算 (1) 地域応援加算	田園里山暮らし応援地区において市内戸建て住宅等を取得し、居住している者	10万円
(2) 若者応援加算	地域応援加算の交付要件を満たすとともに、申請者または申請者の配偶者が、市への転入日時点で39歳以下であること。	(ア) 申請者が30歳以上 10万円 (イ) 配偶者が30歳以上 10万円 (ウ) 申請者が29歳以下 20万円 (エ) 配偶者が29歳以下 20万円
(3) 子育て応援加算	地域応援加算の交付要件を満たすとともに、申請日時点で、中学生以下の子どもがいる世帯であること。	子ども1人につき 10万円